

令和6年度 救護所救急医療資材等購入（入替）仕様書

1. この仕様書は、救護所救急医療資材内の更新予定医療機器及び医薬品の入替等業務について規定する。

2. 期間 契約日の翌日から令和6年12月28日まで

※回収日、納入日については、発注者と協議すること

3. 救護所救急医療資材及び配備場所

① 医療救護所救急医療資材更新

1	災害用救急医療セット 熱海市仕様	初島小学校	8年目更新	計1セット
2	災害用救急医療セット 熱海市仕様	伊豆山小学校 東部コミュニティセンター	16年目更新	計2セット
3	災害用救急医療セット 熱海市仕様	第一小学校 起雲閣	18年目更新	計2セット

表中の「災害用救急医療セット熱海市仕様」は、別紙セット構成品表の「1号」、「2号」、「3号」の全てを含むものとする。

なお、各セットの内容物については、別紙セット構成品表のとおり。

② 医療救護所口腔外科用備蓄剤更新

1	歯科用医療セット	多賀小学校・旧網代小学校	3年目更新	計2セット
---	----------	--------------	-------	-------

③ 医療救護所備蓄薬剤

1	医薬品救急箱	第一小学校・旧網代小学校 伊豆山小学校 初島小学校・起雲閣 東部コミュニティセンター	4年目更新	計6セット
---	--------	---	-------	-------

なお、各セットの内容物については、別紙セット構成品表のとおり。

また、医薬品・衛生材料の規格において余りが出る場合、余りは健康づくり課へ納品すること。

4. 業務の概要

上記医療資材における更新予定の医療機器及び医薬品などの更新又は入替並びに医療資材の洗浄、消毒、滅菌、物品点検、試験、処分、その他必要な処置を行う。

5. 必要な資格等

業務の実施にあたり、関係法令等の遵守を確認するため、契約締結後、下記の資格等の写しを提出すること。なお、受託業者が資格等を有しない一部の業務について、資格等を有する業者に再委託する場合は、その業者との契約書の写し及びその業者の有する資格等の写しを提出すること。

- ・医薬品販売許可証又は薬局開設許可証
- ・高度管理医療機器等販売業及び貸与業許可証
- ・医療関連サービスマーク認定証（院外滅菌業務に係るもの）

6. 業務の内容

回収及び滅菌・更新

- (1) 各配備場所から回収し、更新・滅菌作業終了後、指示した場所へ同一のセットを再納入すること。
- (2) 今回更新する資材のうち、
 - ①医療救護所救急医療資材については、別紙セット構成品表中8年目更新は「入替年欄で2・4」、16年目更新は「入替年欄で2・4」、18年更新は「入替年欄で2・6」と記載があるものを入れ替える事とする。
 - ②医療救護所口腔外科用備蓄剤については「入替年欄3」の記載があるものを入れ替える事とする。
 - ③医療救護所備蓄薬剤については「入替年欄2・4」の記載があるものを入れ替えるものとする。
- (3) 今回再滅菌する資材は、別紙セット構成品表中、点検・滅菌欄に「○」の記載のあるものとする。また充填及び作動点検する資材は点検・滅菌欄に「◎」の記載があるものとする。
- (4) 今回の入替品には入替年月日を表示する。滅菌指示内容品は、旧滅菌パックを開封し、単品又は指定包装単位で新しい滅菌パック（収納する物品に適合する寸法）に入れ、EOG滅菌を行い、その品名及び滅菌年月日とLOT番号、処理業者の名前及び連絡先を表示すること。
- (5) 滅菌作業は医療法第15条の3（医療法施行規則第9条の9）にて定められた施設にて行うものとする。
- (6) 更新作業は、別紙セット構成品表に基づき、機能・数量・外観状況の点検をし、各セットの点検表を提出すること。更新指示品以外で欠落品を確認した場合は、速やかに報告書を提示し、担当の指示に従うこと。
- (7) 医薬品、衛生材料は、極力最新の品目とする。
- (8) 入替品は同等品を可とする。ただし、その場合は予め発注者と協議すること。
- (9) 蘇生器については、項目ごとに作動点検を行うこと。
- (10) 今回更新する薬品及び資材のうち、まだ使用期限があるものは発注者と協議の

上、熱海市役所健康づくり課へ納入することとする。なお、既に熱海市健康づくり課に防災訓練用として保管されている訓練用薬品及び資材と重複する場合については、発注者と協議のうえ、不要な物を回収し、処分するものとする。

- (11) 引取り、再納入、旧品処分及び更新諸作業等に伴う一切の費用は、業者の負担とする。
- (12) 契約締結後に別紙内容表の製品が次の事由により納入が不可能となった場合は、双方が協議のうえ代替品の納入が可能なものとする。

ア 廃番

イ 製造中止・出荷調整

ウ 工場の事故等に伴う出荷不能

エ 製品の欠陥等に伴う出荷停止

オ その他受注者の不可抗力と認められるやむを得ない事由

7. 納品

- (1) 収納するダンボールは、全て新品とし、品名・名称・セットNo.・号数は前後2面に、更新年月と次回更新年月は左右2面に表示すること。
- (2) 医療法15条の3（医療法施行規則第9条の9）にて定められた施設発行の滅菌証明書及び各種テスト結果並びに滅菌工程データシートを付けた滅菌作業日報(写し可)を提出すること。
- (3) 医薬品について、有効年・ロットナンバーが明記された一覧表を提出すること。
- (4) 旧品処分の際に発生した廃棄物は、適正な方法にて処理をし、マニフェストなど廃棄物管理表を提出すること。
- (5) 入れ替え前後の内容や設置状況がわかる写真を提出すること。

8. 発注後、本仕様に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、発注者と協議するものとする。